

意見書

令和6年11月18日

埼玉県知事 大野元裕様

一般社団法人埼玉県立浦和高等学校同窓会
代表理事 会長 野辺 博



埼玉県立高校の男女別学校について、県教育委員会教育長は令和6年8月22日付で「措置報告書」（以下「報告書」）を発表した。その結論は、県教育委員会が主体的に共学化を推進してく、というものである。

しかし、この結論は不当である。報告書は速やかに是正されるべきである。

- 1 まず前提として、県立高校の共学化問題は、憲法上の人権問題などというものではなく、自治体（県）の裁量で決することができる、高校教育のあり方の問題である。

このことは、既に知事にお伝えしているところであるが、再度申し上げますと、国会議員による質問主意書に対して内閣総理大臣は、埼玉県において男女共学とするか男女別学とするかについては「学校の特色、その歴史的経緯等に応じて」判断されるべきものであると答弁しているのである（令和6年2月20日付答弁書）。この答弁は別学校の存在を認めているものであり、実際にも国立高校である筑波大学附属駒場高校は男子のみ、お茶の水女子大学附属高校は女子のみの生徒募集であって、これら別学校について特段の批判は聴かれない。

- 2 その上で、どういった観点から共学化の可否を決めるべきか。

これは知事が従前発言されていたように、高校生や中学生、保護者の意見などを踏まえることが重要である。

その観点から、4月に教育局が埼玉県民に実施した大規模アンケートの結果からは、明らかに県民の大多数が共学化に反対し、別学の存続を望んでいるのである。敷衍するならば、共学校を含めた（別学校のみではない）現役の高校生及びその保護者の実に57%強が「共学化しない方がよい」と答えているのに対し、「共学化した方がよい」との回答は高校生・その保護者ともに僅か7%強にすぎないのである。更に、3万4千人超の別学維持を求める署名が県に提出されているという事実がある。

これら事実からすれば、今の別学校はそのまま維持すべきという結論になるのが当然ではなからうか。

報告書ですら「県民の意見を丁寧に把握する必要がある」と述べているのに、多数の県民の意思を無視した結論に至った過程は全くもって理解できるものでは

ない。

アンケート結果の理由も多い順に ①「共学校・別学校の両方を選択できる方がよい」 ②「共学化すると伝統の尊重や校風の維持ができなくなる」 ③「別学校は学校生活を安心して過ごせる友人ができる、居場所がある」といったもので、極めて妥当な理由といえよう。

とりわけ、①の共学か別学かの選択肢がある、というのは、今日重視されている“多様性”や“個人の選択の自由”という方向性に合致するものである。また、③の学校生活を安心して過ごせる、居場所がある、というのは“異性に対して苦手・恐怖心を持っている生徒が安心して学べるのが別学校”であるということを示している。

文科省の全国調査では、2023年度の小中学生の不登校数は最多34万人に達していて、そこでは“居場所づくり”が重要であると指摘されている。不登校の原因の一つが“いじめ”であることは容易に察せられる。苦手・恐怖心を持つ、成育途上にある高校生の居場所として県民が認める別学校を廃止しようとするのが、公教育のあるべき姿なのか大いに疑問である。

- 3 報告書が発表された後、全国紙の大手新聞社はその社説において、この報告書について「特定の偏った主義主張が教育現場に持ち込まれた悪しき事例」だと断じ、県教育委員会は共学化推進方針を撤回せよ、とまで言い切っている（令和6年9月17日付）。

同新聞社は、別学を廃止するのは、多様で特色ある学校づくりを進めるという教育行政の目的にもそぐわない、経済的事情や校風を慕って公立の別学高を目指す生徒もいる、多様性や子供の選択の自由を守るべきだ、等々と主張する。

全くその通りである。

- 4 報告書の発出後の9月25日、共学化を訴える一市民団体が教育長宛に、今年度中に担当部署を設け、共学化を進めるよう求めた要望書を提出したが、それを受け取ったのは、当の教育長自身であった。この姿（教育長に手渡す様子の写真が新聞に掲載）は驚きであり、異様である。

この報告書が出るまでのおよそ一年間、数多くの高校の保護者、現役生徒、卒業生が別学維持を訴えて教育長に面会を求めたものの、教育長は、一度も自らは応接せず、すべて部下の統括監を通してしか、それらの意見を聴こうとしなかったのである。それが、共学化賛成の一市民団体のみ、直接面会するというのは、どういうことであろうか。

5 苦情処理委員の対応には、きな臭さを感じる。

そもそも今回の共学化勧告の火付け役といえる苦情は「男子高校が女子が女子であることを理由に入学を拒んでいるが、これは女子差別撤廃条約に違反している」というものである。しかし、同条約違反ではないことは明らかである。そうであれば、そのような苦情は受理しない、という流れになるはずであるのに、苦情処理委員がこれを受理したこと自体不可解である。

次に、共学化の勧告書では、条約違反ではないものの、「男女共学」での教育が奨励されているとまで断言した。しかし、国際条約については、疑義が生じないように内閣府は正式な和訳を発出している。それによれば奨励されているのは「男女共学その他の種類の教育」とされていて、男女共学のみが奨励されているわけではないことは明白である。苦情処理委員は同条約の和訳文を認識していたはずであるから「その他の種類の教育」という文言を意図的に削除していたと言わざるを得ない。

これは、始めから共学化という結論に導いていくための作為があったものとの疑念さえ生む。

6 知事は教育行政を含めた県の行政庁のトップとしての責任がある。

知事は今回の件では教育体制の整備は教育委員会が権限を持っているとして、それを見守るのだと発言している。しかし、上記に見たように苦情処理委員及び教育長の不公正、偏った言動が見られるとき、それを許容してしまうのは、教育行政をも担うトップとして極めて問題である。

再度県民の多くがこれほどまでに別学教育の意義を訴えていることに想いを馳せ、この報告書を精査の上、教育委員会に報告書の是正を求めるべきではないかと考える。

以 上